

## 国からの医療用物資の無償配布について【医療機関向けの補足連絡】

## 1 G-MIS を活用した国による緊急配布（SOS）について

G-MIS（医療機関等情報支援システム）を活用した国による緊急配布（SOS）は、コロナ感染症の検査や患者の受入れを行っている医療機関に対し、物資の枯渇やクラスターの発生などの緊急時の支援を目的に引き続き実施されています。

緊急配布は、緊急性が認められる等の条件を満たした場合に、G-MIS の WEB 調査を活用して要請することができます。今回御案内している「国からの医療物資の無償配布」とは異なり、在庫の補填や備蓄は目的外となり緊急配布の対象とはなりません。

緊急配布についての詳細は、令和5年4月24日付け事務連絡「医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について」の一部改正について」を御確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001090292.pdf>

（厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」>「自治体・使用期間向けの情報一覧」>2023年>4月24日 に掲載されています）

## 2 予防計画における医療措置協定（※1）を締結する医療機関について

埼玉県が作成する予防計画においては、「医療措置協定を締結する病院等（病院・診療所・訪問看護事業所）のうち8割以上の病院等が、使用量2か月分以上（※2）の個人防護具（PPE）を備蓄する」ことを、目標として設定する予定です。

予防計画では協定締結病院等の8割が備蓄を行う目標設定といたしますが、協定締結病院等は新たな感染症危機が発生した際に、感染症患者の入院や発熱外来、自宅や施設で療養中の方への訪問看護の実施等の業務を担っていただくこととなります。そのような視点も検討いただいた上で、目標の備蓄量を確保するために必要な調達をお願いします。

※1 改正感染症法で新たに法定化された枠組み。新たな感染症危機に備え、①病床の確保、②発熱外来の設置、③自宅・施設等での療養者に対する医療提供などについて、県と病院等が平時からその提供について合意しておくもの。

※2 2か月分の使用量の算定に当たっては、それぞれの病院等において自ら設定いただきます。